

# 群馬県公立大学法人における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応要領

平成 30 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改正

## 1 目的

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、法第 6 条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象職員

この要領の対象となる職員は、群馬県公立大学法人の職員（非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。）とする。

## 3 用語の定義

### (1) 障害（法第 2 条第 1 号）

「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

### (2) 社会的障壁（法第 2 条第 2 号）

「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### (3) 障害者（法第 2 条第 1 号）

「障害者」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（※）なお、ここでいう「障害者」は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではない。したがって、例えば、難病の方については、難病に起因する心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている場合には、障害者手帳の所持の有無にかかわらず「障害者」に当たる。

## 4 障害を理由とする差別の禁止

### (1) 不当な差別的取扱いの禁止（法第7条第1項）

職員は、その教育活動又は事務を実施するに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

これについて留意すべき事項は、別紙1に示す。

### (2) 合理的配慮の提供（法第7条第2項）

職員は、その教育活動又は事務を実施するに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供しなければならない。

これについて留意すべき事項は、別紙2に示す。

## 5 管理監督者の責務

### (1) 管理監督者として実施する事項

管理監督者（※）は、上記「4 障害を理由とする差別の禁止」に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

ア 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

イ 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に関する相談又は苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

ウ 合理的配慮の必要性が確認された場合には、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

（※）管理監督者は、次のとおりとする。

①理事長、学長（副理事長）、事務局長、次長その他職員を管理監督する立場にある者

## **(2) 問題が生じた場合の対処**

管理監督者は、障害を理由とした差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

## **6 懲戒処分等**

職員は、その教育活動又は事務を行うに当たり、障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがあることに留意するものとする。

## **7 相談体制**

### **(1) 各所属における対応**

障害者等から職員による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に関する相談等が寄せられた場合は、各所属（法人事務局、女子大学、県民健康科学大学）において対応することを基本とする。

また、必要に応じて各所属間で相談・協議・調整を行うものとする。

### **(2) 相談等への対応の基本**

職員が相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

## **8 障害に対する理解の促進及び研修の実施**

### **(1) 障害に対する理解の促進**

職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応するとともに、障害者等からの相談等に的確に応じるためには、法の趣旨や障害に対する理解を深めることが重要である。

そのため、職員は、研修の受講や各種マニュアル・資料の活用等により、障害に対する理解を深めるよう努めるものとする。

## **(2) 研修の実施**

新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、必要に応じて研修を行うものとする。

この他にも、障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための研修を実施するよう努めるものとする。

## **9 専門分野の事業における対応**

各所属にあつては、この要領の定めるところによるほか、法人の事業分野を所管する主務大臣が作成する対応指針や主務官庁からの通知等により示された当該事業分野における取扱いにも十分に留意し、それぞれ必要な取組（各所属における規定類の整備を含む。）を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙 1

### 不当な差別的取扱いについての留意事項

（「群馬県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」より）

#### 1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、次のような取扱いは、不当な差別的取扱いには当たらない。

- ・ 障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
- ・ 法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
- ・ 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

#### 2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び県の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい<sup>(※)</sup>。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものである。また、「正当な理由」について、具体的な検討を行わずに拡大解釈を行ってサービスの提供を拒否するといった対応は、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨を形骸化する対応であり適切ではない。

(※)「望ましい」とされている内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、できるだけ取り組むことが望まれるものである。

### 3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

#### (1) 一般的な例

##### ■正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- ・障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- ・障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- ・障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- ・障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付添者の同行を拒む。

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- ・ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

#### ■ 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- ・ 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。（障害者本人の安全確保の観点）
- ・ 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。（県の損害発生の防止の観点）
- ・ 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）

## (2) 学校における例

#### ■ 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- ・ 障害があることを理由として、学校施設において、一律に窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにする。
- ・ 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の提供、説明会への出席等を拒む。
- ・ 障害があることを理由として、一律に学校施設を利用させない。
- ・ 障害があることを理由として、一律に学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- ・ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

#### ■ 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- ・ 学校において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバ

シーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）

- ・ 障害のある幼児児童生徒のため、特別支援学校等において、特別の教育課程を編成する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）



## 別紙 2

### 合理的配慮の提供に関する留意事項

(「群馬県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」より)

#### 1 合理的配慮の基本的な考え方

##### (1) 合理的配慮の意義

障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業（※）を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

##### (2) 建設的対話・相互理解の重要性

合理的配慮は、県の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、下記の「2 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素

を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、県として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

### **(3) 意思の表明**

意思の表明とは、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えることをいう。

また、ここでいう意思の表明には、障害者からの意思の表明だけでなく、障害の特性等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい

(※)。

(※)「望ましい」とされている内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、できるだけ取り組むことが望まれるものである。(以下同じ。)

#### **(4) 環境や障害の状態等の変化に合わせた合理的配慮の見直し**

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

## **2 過重な負担の基本的な考え方**

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- ・ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用負担の程度

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

なお、「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものである。また、「過重な負担」

について、具体的な検討を行わずに拡大解釈を行って合理的配慮の提供を行わないといったことは、合理的配慮の提供を求める法の趣旨を形骸化する対応であり適切ではない。

### 3 合理的配慮の具体例

上記「1 合理的配慮の基本的な考え方」の(2)で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。一般的な例を以下の(1)において、また、学校における例を(2)においてそれぞれ示す。

なお、以下に記載されている例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

#### (1) 一般的な具体例

##### ① 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- ・ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- ・ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- ・ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- ・ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ・ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- ・ イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーション

ンの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。

- ・視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

## ② 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例

- ・筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いる。
- ・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- ・視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- ・意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ・駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ・比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- ・障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ・会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対しては、本人に説明が伝わっているかどうかを確認しながら、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ・会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

### ③ ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ・ スクリーン、手話通訳者、板書、講演者・講義者等の配置状況を踏まえて、これらが見えやすい席を確保する。
- ・ 車両乗降場所を施設の出入口に近い場所へ変更する。
- ・ 県が管理する庁舎の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ・ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

■ また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

#### ① 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- ・ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ・ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- ・ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由とし

て、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

- ・ 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- ・ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはいできない」という理由で対応を断ること。

## ② 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

- ・ 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）
- ・ 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）
- ・ イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

## (2) 学校における例

### ① 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮や人的支援の配慮の例

#### ア 主として物理的環境への配慮の具体例

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- ・ 配架棚の高い所に置かれた図書等を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりする。
- ・ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置

を扉付近にする。

- ・疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ・不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・移動に困難のある障害者のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室を移動しやすい場所に変更したりする。
- ・聴覚過敏の幼児児童生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な幼児児童生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
- ・災害が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導する。

#### イ 主として人的支援の配慮の例

- ・目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりする。
- ・介助等を行うことを目的とした保護者等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

#### ② 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例

- ・筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等の多様なコミュニケーション手段を用いる。
- ・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間で ページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- ・視覚障害のある参加者に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- ・意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ・駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかり



やすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

- ・ 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- ・ 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ・ 説明会や会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある参加者や知的障害を持つ参加者に対しては、本人に説明が伝わっているかどうかを確認しながら、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ・ 説明会や会議の進行に当たっては、職員等が参加者の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- ・ 知的障害のある障害者に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認する。
- ・ 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

### ③ ルール・慣行の柔軟な変更の例

- ・ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ・ スクリーン、手話通訳者、板書、講演者・講義者等の配置状況を踏まえて、これらが見えやすい席を確保する。
- ・ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- ・学校の敷地内の駐車場等において、障害者の来校が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- ・他者との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ・非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある参加者の理解を援助する者の同席を認める。
- ・入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- ・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する幼児児童生徒のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- ・聞こえにくさのある児童生徒に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- ・知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な幼児児童生徒に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- ・肢体不自由のある児童生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- ・日常的に医療的ケアを要する幼児児童生徒に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、無理なく参加できるようにするための工夫をする。
- ・慢性的な病気等のために他の幼児児童生徒と同じように運動ができない幼児児童生徒に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、無理なく参加できるようにするための工夫をする。
- ・治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。

- ・読み・書き等に困難のある児童生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等のＩＣＴ機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- ・発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- ・学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある幼児児童生徒のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。また、こだわりのある幼児児童生徒等のために、話し合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。
- ・理科の実験等でグループワークができない児童生徒や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な児童生徒に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりする。

※法人においては、「県」は「法人」と、「その事務又は事業」は「その教育活動又は事務」と読み替えて参照することとする。